平成２２年（フ）第４３４号
川崎市麻生区高石３丁目10番12―307号
債務者　阿彦　貢揮
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４３５号
川崎市多摩区菅馬場３丁目７番３号　タウンハイツM203
債務者　杉山　　聡
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
川崎市高津区下作延３丁目11番11号
債務者　新谷　尚子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４５６号
川崎市中原区田尻町64番地１　平間シティハウス307
債務者　生平志寿香
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４６４号
川崎市中原区新丸子町761番地５　鼓天馬マンション３―Ａ
債務者　家村　典樹
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４７１号
川崎市中原区木月３丁目22番38―105号　ライフイン木月
債務者　佐藤　修三
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１１６１号
東京都江戸川区北小岩５丁目31―15　鎌田方
債務者　柴田　幸枝
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１６６号
東京都国立市富士見台３丁目７―３―２―208　米澤方
債務者　數矢　広樹
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１８２号
埼玉県越谷市千間台西６丁目２―11―303
債務者　千葉ひとみ
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２４７号
東京都稲城市平尾１丁目46―13　サンパーク平尾20―103
債務者　古川　智一
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２４９号
東京都豊島区長崎４丁目８―11―301
債務者　下村久美子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３４３号
東京都新宿区百人町１丁目21―４―903
債務者　松本　　虎
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３４４号
東京都新宿区百人町１丁目21―４―903
債務者　松本　知子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３５１号
東京都江東区大島５丁目47―13―203
債務者　中村　智貴
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３５２号
東京都足立区保木間３丁目29―４
債務者　浦川　　惠
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部